

石綿業務に従事されていた労働者の皆様または労働者のご遺族の皆様へ

石綿健康管理手帳と労災補償制度・特別遺族給付金制度について

厚生労働省では、石綿にさらされる業務（以下「石綿業務」といいます。）に従事していた労働者（離職された方を含みます。）の健康管理対策や労災補償などを行っています。

下記1に該当する方は、健康管理手帳の交付を受け、6か月に1回、無料で健康診断を受けることができますので、最寄りの都道府県労働局にご相談ください。

また、下記2に該当する方は、労災補償等の対象になりますので、最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

記

1 石綿健康管理手帳制度（相談・申請先：都道府県労働局）

石綿業務に従事した後に転職や退職をし、現在は石綿業務から離れている方が対象で、具体的には、次の（1）～（3）のいずれかに該当する場合が対象です。

- （1）石綿の製造や取扱いの業務（直接業務）またはそれらに伴い石綿の粉じんが発散する場所での業務（周辺業務）に従事し、一定の石綿ばく露所見がある方
- （2）以下の作業に1年以上従事していた方（ただし、初めて石綿の粉じんにはく露した日から10年以上経過している必要があります。）（直接業務のみが該当）
 - ・石綿の製造作業
 - ・石綿が使用されている保温剤や耐火被覆材などの貼付け・補修・除去の作業
 - ・石綿の吹き付けの作業
 - ・石綿が吹き付けられた建築物や工作物の解体・破砕などの作業
- （3）（2）以外の石綿を取り扱う業務に10年以上従事していた方（直接業務のみが該当）
- （4）（2）の作業に従事した月数に10を掛けた数と（3）の作業に従事した月数の合計が120以上となる方（ただし、初めて石綿等の粉じんにはく露した日から10年以上経過していること。）（直接業務のみが該当）

2 労災補償制度・特別遺族給付金制度（相談・請求先：労働基準監督署）

- （1）石綿業務が原因で肺がんや中皮腫等の疾病を発症した方や、それらの病気により亡くなった労働者のご遺族
- （2）石綿による疾病により亡くなった労働者のご遺族で、時効（5年）により労災保険の遺族補償給付を受給することができない方